

東京都希少野生動植物種の指定等に関する関係法令等一部抜粋

■東京における自然の保護と回復に関する条例

第五章 野生動植物の保護

(東京都希少野生動植物種の指定)

第三十九条 知事は、都内に生息し、又は生育する絶滅のおそれのあるものとして次の各号のいずれかに該当する野生動植物の種(亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)のうち、知事が特に保護する必要があると認める種を東京都希少野生動植物種として指定することができる。

- 一 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生動植物
- 二 その種の個体の数が著しく減少しつつある野生動植物
- 三 その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつある野生動植物
- 四 その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある野生動植物
- 五 前各号に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情がある野生動植物

2 知事は、前項の指定又は指定の解除をしようとするときは、あらかじめ第十二条第一項の東京都自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、東京都希少野生動植物種の指定又は指定の解除をするときは、その旨を告示しなければならない。

(東京都希少野生動植物種の所有者等の責務等)

第四十条 東京都希少野生動植物種の個体を所有し、又は占有する者は、その個体を適切に取り扱うように努めなければならない。

2 知事は、東京都希少野生動植物種の個体を所有し、又は占有する者に対し、その個体の取扱いに関して必要な指導及び助言をすることができる。

(捕獲等の禁止)

第四十一条 東京都希少野生動植物種(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種を除く。次条及び第四十三条において同じ。)の個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- 二 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない理由がある場合

(捕獲等の許可)

第四十二条 学術研究又は繁殖の目的その他の規則で定める目的で東京都希少野生動植物種の捕獲等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、前項の許可をしてはならない。

- 一 捕獲等の目的が前項に規定する目的に適合しない場合
- 二 捕獲等によって東京都希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがある場合として規則で定める場合
- 三 捕獲等をする者が適切な飼養栽培施設を有しないことその他の理由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合

3 知事は、第一項の許可に当たっては、東京都希少野生動植物種の保護のために必要な限度において、条件を付することができる。

4 第一項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適切な飼養栽培施設に収容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

(東京都希少野生動植物保護区の指定等)

第四十三条 知事は、東京都希少野生動植物種の保護のために必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその東京都希少野生動植物種の保護のため重要と認めるものを、東京都希少野生動植物保護区として指定することができる。この場合において、第二十五条に定める野生動植物保護地区の区域を含まないものとする。

2 知事は、前項の指定又は指定の解除をするときは、あらかじめ、関係区市町村の長及び第十二条第一項の東京都自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

3 第十七条第四項から第九項までの規定は、第一項の指定及び指定の解除並びに区域の変更について準用する。

4 東京都希少野生動植物保護区内においては、次に掲げる行為(第十号から第十四号までに掲げる行為については、知事が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。)は、知事の許可を受けなければ、してはならない。

- 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更すること。
- 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 六 木竹を伐採すること。
- 七 東京都希少野生動植物種の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をする事。
- 八 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内においてその湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- 九 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 十 第七号の規定により知事が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をす

ること。

十一 東京都希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。

十二 東京都希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。

十三 火入れ又はたき火をすること。

十四 東京都希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法により、その個体を観察すること。

5 知事は、前項の許可に当たっては、東京都希少野生動植物種の保護のために必要な限度において、条件を付することができる。

6 次に掲げる行為については、第四項の規定は適用しない。

一 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

二 自然公園法第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従って行うもの又は東京都自然公園条例第十八条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従って行うもの

三 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、東京都希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのないものとして規則で定めるもの

四 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めて許可したもの

(平一五条例三六・平二七条例六七・一部改正)

(保護増殖事業)

第四十四条 知事は、東京都希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、第十二条第一項の東京都自然環境保全審議会の意見を聴いて、保護増殖事業を行うものとする。

(移入種の放逐の禁止等)

第四十五条 何人も、国内及び国外を問わず人為的に移動した動植物で、都内における地域の在来種を圧迫し、生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある種の個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまいてはならない。

2 何人も事業の実施に当たっては、野生動植物が生息し、又は生育する環境に配慮し、その保護に努めなければならない。

(中止命令等)

第四十六条 知事は、東京都希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、第四十二条第三項の規定により付された条件に違反した者又は同条第四項の規定に違反した者に対し、飼養栽培施設の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、第四十三条第四項の規定に違反した者又は同条第五項の規定により付された条件に違反した者が、その違反行為によって東京都希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、東京都希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、規則で定めるところにより、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他東京都希少野生動植物種の個体の生息地若しくは生育地の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、前項に規定する権限の一部を行わせることができる。

4 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第八章 罰則

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十三条第一項(同条第二項の場合を含む。)又は第四十六条第一項若しくは第二項(同条第三項の場合を含む。)の規定による命令に違反した者

二 第四十一条の規定に違反した者

■東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則

第四章 野生動植物の保護

(捕獲等の禁止の適用除外)

第四十三条 条例第四十一条第二号の規則で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

一 人の生命又は身体の保護のために必要であること。

二 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。

イ 森林法第十条の三若しくは第三十八条又は地すべり等防止法第二十一条第一項若しくは第二項の規定に基づく処分による義務の履行として行う行為であって急を要するもの

ロ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

三 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をするのであって、次に掲げる行為に伴うものであること(あらかじめ、知事に届け出たものに限る。)

イ 第二十二条第一号イ、ハ、ホからツまで、ルからツまで、ナ若しくはウに掲げるものの設置若しくは管理又は同条第四号イ若しくはヘ(文化財保護法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財の保存のための行為を含む。)に掲げるもの

ロ 旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律(昭和八年法律第四十三号)第二条第一項の規定により認定された物件の保存のための行為

- ハ 第三十五条第一項第三号に掲げるもの
- ニ この号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- ホ 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第一号に規定する放送の業務又は電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為
- ヘ 水力、火力若しくは原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良若しくはこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良若しくは送電変電施設の整備、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十一項に規定するガス事業又は工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第四項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為
- ト 鉱業法第四条に規定する鉱業、採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第十条第一項第三号に規定する採石業又は砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第二条に規定する砂利採取業を行う行為
- チ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為
- 四 国の機関又は地方公共団体が捕獲等をする場合であって次に掲げるもの
- イ 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究のために捕獲等をする場合(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)
- ロ 傷病その他の理由により緊急に保護を要する個体の捕獲等をする場合(捕獲等をした後三十日以内に、知事に通知したものに限る。)
- ハ 次に掲げる行為に伴って捕獲等をする場合
- (1) 砂防法第二条の規定により指定された土地の管理を行い、又は当該土地において同法第一条に規定する砂防工事を行うこと。
- (2) 海岸法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理(樹林に係る管理を除く。)を行い、又は同法第二条第一項に規定する海岸保全施設(樹林を除く。)に関する工事を行うこと。
- (3) 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理を行い、又は同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事を行うこと。
- (4) 河川法第六条第一項に規定する河川区域の管理(樹林帯に係る管理を除く。)を行い、又は当該区域内において同法第八条に規定する河川工事(樹林帯に係る工事を除く。)を行うこと。
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理を行い、又は同法第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を行うこと。
- (6) 森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法に基づくばた山崩壊防止工事を行うこと。
- (7) 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第百九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定、同法第百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定若しくは同法第百三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財を調査すること。
- (8) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- ニ 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であって次に掲げる行為に伴うもの
- (1) 砂防法第二条の規定により指定された土地以外の土地において同法第一条に規定する砂防設備に関する工事を行うこと。
- (2) 河川法第六条第一項に規定する河川区域以外の区域において同法第三条第二項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)の工事を行うこと。
- (3) 雪崩の防止のための工事を行うこと又は火山地、火山 麓ろく若しくは火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。
- (4) 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること。
- (5) 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路を設置し、又は管理すること。
- ホ 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第二条第一項に規定する警察の責務として行う行為
- ヘ イからホまでに掲げる以外の場合であって、あらかじめ知事に協議した場合
- 五 大学における教育又は学術研究のために捕獲等をするものであること(あらかじめ、知事に届け出たもの(国立又は公立の大学にあっては知事に通知したもの)に限る。))
- (平一四規則四七・平二一規則二四・平二五規則一七・平二七規則七七・平二九規則四九・令三規則二三七・一部改正)
- (捕獲等の目的)
- 第四十四条 条例第四十二条第一項の規則で定める目的は、学術研究、繁殖、教育又は東京都希少野生動植物種の個体の生息若しくは生育の状況の調査その他東京都希少野生動植物種の保護に資すると認められる目的とする。
- (捕獲等の許可の申請等)
- 第四十五条 条例第四十二条第一項の規定により許可を受けようとする者は、許可申請書(第十三号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 行為地の土地の所有者以外の者が申請を行う場合は、前項の許可申請書に、申請者が東京都希少野生動植物種の捕獲等を行う権利を有する者であることを示す図書(当該土地の所有者の記名押印のあるものに限る。)を添付しなければならない。
- (令三規則二三七・一部改正)
- (捕獲等により保護に支障を及ぼすおそれがある場合)
- 第四十六条 条例第四十二条第二項第二号に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 東京都希少野生動植物種の個体の数が著しく少なく、捕獲等によってその個体数の維持に支障を来すと予測されるとき。

- 二 出産若しくは産卵又は結実若しくは種子散布を行う等の繁殖活動の時期にあつて、捕獲等により繁殖に支障を来すと予測されるとき。

(捕獲等に係る個体の取扱方法)

第四十七条 条例第四十二条第四項の規則で定める方法は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該個体を飼養栽培する場合にあつては、適当な飼養栽培施設に収容すること。
二 当該個体の生息若しくは生育に適した条件を維持し、又は当該個体を損傷しないよう適切に管理すること。

(保護区内における許可を要しない行為)

第四十八条 条例第四十三条第六項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの
イ 第二十一条第一号イからハまで若しくはホに掲げる施設又は雪崩の防止のための施設を改築し、又は増築すること。
ロ 第二十二条第一号イに掲げる工作物を設置すること又は同号ロからリまで、ルからレまで若しくはツからラまでに掲げる施設を改築し、又は増築すること。
ハ 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの
ニ 法令の規定により、又は保安の目的で標識、くい、警報機、雨水観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
ホ 漁港漁場整備法第六条の三第一項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置、水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第六条第一項に規定する基本方針若しくは同法第七条の二第一項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
ヘ 道路を改築し、又は増築すること(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線型の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
ト 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理することに伴い当該工作物を改築し、又は増築すること。
チ 港湾法第二条第五項の港湾施設又は同条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設を改築し、又は増築すること。
リ 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置としての仮設工作物を新築すること。
ヌ 有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を改築し、又は増築すること。
ル 電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること(その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
ヲ 電柱を設置すること。
ワ 環境又は地質の調査のための測定機器を設置すること。
カ 水道法第三条第八項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設を改築し、又は増築すること。
コ 送水管を農地に埋設すること。
タ 宅地の擁壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。
レ 農業用排水施設を改築し、又は増築すること(河川又は農業用排水路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
ソ 第二十二条第一号ラ(ロ)から(チ)までに掲げるもの。ただし、(ロ)にあつては、「空中線系(その支持物を含む。)」その他これに類するもの」とする。
ツ 条例第四十三条第四項の規定による許可を受けた行為又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舎を除く。)を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
二 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。
三 鉋物を掘採し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの
イ 第三十五条第一項第五号イ、ロ及びニに掲げること。
ロ 露天掘以外の方法により、鉋物を掘採し、又は土石を採取すること。
ハ 地質の調査のためにボーリングを行うこと。
ニ 環境の調査のために、岩片若しくは石片を採取し、又は採泥を行うこと。
ホ 水又は温泉を湧ゆう出させるために試掘を行うこと(試掘坑の坑底直径が三十センチメートル以下のものであつて周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を講ずるものに限る。)
四 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
五 第三十五条第一項第六号に掲げること。ただし、同号ハ中「特別地区」とあるのは、「保護区」と読み替えるものとする。
六 木竹を伐採することであつて次に掲げるもの
イ 第三十五条第一項第七号に掲げること。
ロ 気象、地象、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる木竹を伐採すること。
ハ 航路標識の障害となる木竹を伐採すること。
七 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの
イ 第三十五条第一項第九号に規定する施設等から排出すること。
ロ 水道法第三条第八項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設に設けられる排水処理設備から汚水又は廃水を排出すること。
ハ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第一号に規定する船舶又は同条第十号に規定する海洋施設から汚水又は廃水を排出すること。
八 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げる目的のために行うもの
イ 第三十五条第一項第十号イからホまで、ト及びチの目的のため

- ロ 雪崩の防止のための工事を目的とする調査のため
- ハ 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第一項に規定する遊漁船業を営むため
- ニ 港湾法第四条の規定により設立された港務局が海面の清掃又は浮遊油の回収を行うため
- 九 野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うことであって次に掲げるもの
 - イ 第六号ロ及びハに掲げる行為
 - ロ 内水面における漁業権に係る水産動植物を採取し、捕獲すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - イ 保安林の区域等における森林法第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為(条例第四十三条第四項第六号、第九号及び第十二号から第十四号までに掲げるものを除く。)
 - ロ 保安林の区域等における森林法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)に規定する行為(条例第四十三条第四項第九号及び第十二号から第十四号までに掲げるものを除く。)
 - ハ 第二十二号第四号に掲げる行為(条例第四十三条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。)
 - ニ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (1) 条例第四十三条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるもの
 - (2) 第二十二号第四号ロからヘまでに掲げるもの
 - (3) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
 - ホ 第二十二号第四号ニ及びホに掲げる行為(条例第四十三条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。)
 - ヘ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること(条例第四十三条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。)
 - ト 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第百九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第百三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第二条第一項の規定により認定された物件の保存のための行為(建築物の新築並びに条例第四十三条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。)
 - チ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為
 - リ 法令に基づく検査、調査その他これらに類する行為
 - ヌ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ル 工作物の修繕のための行為
- 十一 前各号に掲げる行為に附随する行為
- 十二 国の機関又は地方公共団体の行う次に掲げる行為
 - イ 工作物を新築し、改築し、又は増築する行為であって次に掲げるもの
 - (一) 下水道を改築し、又は増築すること。
 - (二) ダム又は湖沼水位調節施設を改築すること。
 - ロ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)
 - ハ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる行為であって次に掲げる目的のために行うもの
 - (一) 漁港漁場整備法第六条の規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のため
 - (二) 漁業取締りのため
 - (三) 海面の清掃又は浮遊油の回収のため
 - (四) 国又は地方公共団体の試験研究機関が行う試験研究のため(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)
 - (五) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うため
 - (六) 自衛隊がその活動を行うため
 - ニ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために行う野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
 - ホ ダム又は湖沼水位調節施設の管理(条例第四十三条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為をする場合を除く。)を行うこと。
 - ヘ 都市公園等を設置し、又は管理すること(条例第四十三条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為をする場合並びに都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が千平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。))を除く。)
 - ト 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第百九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定、同法第百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定若しくは同法第百三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査をすること。
 - チ 警察法第二条第一項に規定する警察の責務としての行為をすること。
 - リ イからチまでに掲げるものに附随する行為をすること。
 - ヌ イからリまでに掲げる以外の行為であって、あらかじめ知事に協議したもの

(平一四規則四七・平一五規則二七・平一五規則一七七・平一八規則一五・平二一規則二四・平二五規則一七・平二七規則

七七・平二八規則三一・令三規則二三七・一部改正)
(中止命令等の方法)

第四十九条 条例第四十六条第二項に規定する行為の中止、原状回復又は必要な措置の命令に当たっては、当該種の保護を図るために、必要があると認められる区域を定めて行うものとする。

■刑法

(故意)

第三十八条 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。

- 2 重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い罪に当たることとなる事実を知らなかった者は、その重い罪によって処断することはできない。
- 3 法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。ただし、情状により、その刑を減輕することができる。

■漁業法

(漁業の免許)

第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

- 2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。